

議案第六十八号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年杉並区条例第三十七号）の  
部を次のように改正する。

「第六節	廃棄物処理手数料（第四十四条	第五十一条）	
第四章	一般廃棄物処理業（第五十二条	第五十八条）	「第四章
第五章	削除		第五章
第六章	雑則（第六十四条	第六十八条）	を
第七章	罰則（第六十九条	第七十二条）	第六章
			罰則

料（第四十四条 第五十二条）

（第五十三条 第五十七条） に改める。

（第五十八条 第六十一条）

第二十七条第三項を削る。

第二十八条第一項中「この章、第六十五条及び別表において」を削る。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十八条第二項中「第三十三条又は」を削る。

第四十二条中「(第三十三条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)」を削る。

第四章の章名を削る。

第四十四条の前の節名を削り、同条の前に次の章名を付する。

#### 第四章 手数料

第五十二条から第五十七条までを削る。

第五十八条中第五号を第七号とし、同条第四号中「一般廃棄物処分業者で、その」を「一般廃棄物処分業の」に、「もの」を「者」に改め、同条第六号とし、同条第三号中「一般廃棄物処分業者で、その」を「一般廃棄物処分業の」に、「もの」を「者」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 一万円

四 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 一万円

第五十八条に次の一項を加える。

2 他のいずれかの特別区の長の許可を受けて一般廃棄物収集運搬業を行う者であつて、区長の指定する処理施設への搬入のみを業として行うものが前項第一号、第三号又は第三号の規定により納入すべき手数料については、免除する。

第五十八条を第五十二条とする。

第五章を削る。

第六章中第六十四条を第五十三条とし、第六十五条から第六十八条までを十一条ずつ繰り上げ、同章を第五章とする。

第七章中第六十九条を第五十八条とし、第七十条を第五十九条とする。

第七十一条中「次の各号の一に該当する」を「第四十三条第一項の規定による届出をしなかつた」に改め、同条各号を削り、同条を第六十条とする。

第七十二条を第六十一条とし、第七章を第六章とする。

附則第六項を削り、附則第七項を附則第六項とする。

#### 附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

一般廃棄物処理業の許可事務の移行等に伴い、所要の規定の整備を図るとともに、許可手数料を見直す等の必要がある。

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

		新 条 例
		目次
		第一章及び第二章 略
		第三章 廃棄物の適正処理
		第一節～第五節 略
		第四章 手数料（第四十四条 第五十二
		条）
		第五章 雑則（第五十三条 第五十七条）
		第六章 罰則（第五十八条 第六十一条）
		附則
		（処理）
		第二十七条 略
		2 略
		旧 条 例
		目次
		第一章及び第二章 略
		第三章 廃棄物の適正処理
		第一節～第五節 略
		第六節 廃棄物処理手数料（第四十四条
		第五十一条）
		第四章 一般廃棄物処理業（第五十二条
		第五十八条）
		第五章 削除
		第六章 雑則（第六十四条 第六十八条）
		第七章 罰則（第六十九条 第七十二条）
		附則
		（処理）
		第二十七条 略
		2 略
		3 前二項に規定する一般廃棄物の処理の基

(計画遵守義務等)

第二十八条 土地又は建物の占有者(占有者が  
ない場合は、管理者とする。以下

「占有

者」という。)は、その土地又は建物内の  
家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、  
各別の容器に収納して所定の場所に持ち出  
す等一般廃棄物処理計画に従わなければな  
らない。

2  
略

第三十三条 削除

(改善命令等)

第三十八条 略

2 前項の規定は、事業者が  
第三十四条の規定に違反していると区長が

準は、規則で定める。

(計画遵守義務等)

第二十八条 土地又は建物の占有者(占有者  
がない場合は、管理者とする。以下この  
章、第六十五条及び別表において「占有  
者」という。)は、その土地又は建物内の  
家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、  
各別の容器に収納して所定の場所に持ち出  
す等一般廃棄物処理計画に従わなければな  
らない。

2  
略

(事業者の処理)

第三十三条 事業者は、その事業系一般廃棄  
物を自ら処理するときは、第二十七条第三  
項に規定する規則で定める処理の基準に従  
わなければならない。

(改善命令等)

第三十八条 略

2 前項の規定は、事業者が第三十三条又は  
第三十四条の規定に違反していると区長が

認める場合について準用する。

(準用)

第四十二条 第二十七条、第二十八条、第三十四条、第三十五条及び第三十八条

の規定は、一般

廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第四章 手数料

第四十四条～第五十一条 略

認める場合について準用する。

(準用)

第四十二条 第二十七条、第二十八条、第三十四条、第三十五条及び第三十八条(第三

十三条の規定に違反したことによる改善命

令等に係るものを除く。)の規定は、一般

廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第六節 廃棄物処理手数料

第四十四条～第五十一条 略

第四章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

第五十二条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 | 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

3 | 区長は、前二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前二項の許可をしてはならない。

一 | 区長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

二 | その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 | その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

四 | 申請者（申請者が法人であるときは、

その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第七条第五項第四号イから又までのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る杉並区行政手続条例（平成七年杉並区条例第二十八号。以下「行政手続条例」という。）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）



エ この条例の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続条例第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

オ エに規定する期間内に規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があつた場合において、エの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百

- 
- 号。以下「政令」という。）で定める  
使用人であつた者又は当該届出に係る  
個人（当該事業の廃止について相当の  
理由がある者を除く。）の政令で定め  
る使用人であつた者で、当該届出の日  
から五年を経過しないもの
- 4 | カ | その他規則で定める者
- 4 | 第一項又は第二項の許可は、一年を下ら  
ない規則で定める期間ごとにその更新を受  
けなければ、その期間の経過によつて、そ  
の効力を失う。
- 5 | 前項の更新の申請があつた場合におい  
て、同項の期間（以下この項及び次項にお  
いて「許可の有効期間」という。）の満了  
の日までにその申請に対する処分がされな  
いときは、従前の許可は、許可の有効期間  
の満了後もその処分がされるまでの間は、  
なおその効力を有する。
- 6 | 前項の場合において、許可の更新がされ  
たときは、その許可の有効期間は、従前の

許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

7 第一項又は第二項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8 区長は、第一項又は第二項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第五十三条 前条第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)(以下「一般廃棄物処分業者」という。)(以下「一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。)

2 前条第三項及び第七項の規定は、前項の許可について準用する。

(処理基準)

第五十四条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第二十七条第三項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第五十五条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。
- 二 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(業の停止命令等)

第五十六条 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止又は区長の指定する処理施設への搬入の禁止を命

ずることができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第五十二条第三項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第五十二条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第五十六条の二 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第五十二条第三項第四号アに該当するに至ったとき。

- 二 前条の規定による事業の停止命令に違反したとき。
  - 三 法第七条の三第一号に該当し、情状が特に重いとき。
- 2 |
- 一 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
  - 一 第五十二条第三項第四号イからカまでのいずれかに該当するに至ったとき。
  - 二 前条第一号に該当するとき（前項第三号に該当するときを除く。）。
  - 三 前条第二号又は第三号のいずれかに該当するとき。
- (許可証の再交付)
- 第五十七条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可手数料)

第五十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならぬ。

一及び二 略

三 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 一万円

四 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 一万円

五 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 一万円

六 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 一万円

七 略

2 他<sup>の</sup>い<sup>づ</sup>れ<sup>か</sup>の特<sup>別</sup>区<sup>の</sup>長<sup>の</sup>許<sup>可</sup>を<sup>受</sup>け<sup>て</sup>一<sup>般</sup>廃<sup>棄</sup>物<sup>収</sup>集<sup>運</sup>搬<sup>業</sup>を<sup>行</sup>う<sup>者</sup>であ<sup>つ</sup>て、区<sup>長</sup>の<sup>指</sup>定<sup>す</sup>る<sup>処</sup>理<sup>施</sup>設<sup>へ</sup>の<sup>搬</sup>入<sup>の</sup>み<sup>を</sup>業<sup>と</sup>して<sup>行</sup>う<sup>も</sup>の<sup>が</sup>前<sup>項</sup>第<sup>一</sup>号<sup>、</sup>第<sup>三</sup>号

(許可手数料)

第五十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならぬ。

一及び二 略

三 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 一万円

四 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 一万円

五 略

又は第五号の規定により納入すべき手数料  
については、免除する。

第五章 雑則

(市街地開発事業における処理施設)

第五十三条 略

(報告の徴収)

第五十四条 略

(立入検査)

第五十五条 略

(廃棄物管理指導員)

第五十六条 略

(委任)

第五十七条 略

第六章 罰則

(罰則)

第五十八条 略

第五十九条 略

第六十条 第四十三条第一項の規定による

第五章 削除

第五十九条から第六十三条まで 削除

第六章 雑則

(市街地開発事業における処理施設)

第六十四条 略

(報告の徴収)

第六十五条 略

(立入検査)

第六十六条 略

(廃棄物管理指導員)

第六十七条 略

(委任)

第六十八条 略

第七章 罰則

(罰則)

第六十九条 略

第七十条 略

第七十一条 次の各号の一に該当する



届出をしなかつた者は、三万円以下の罰金  
又は科料に処する。

(両罰規定)  
第六十一条 略

1 ) 5 附 則 略

6 | 略

者は、三万円以下の罰金  
又は科料に処する。

一 第四十三条第一項の規定による届出を  
しなかつた者  
二 第五十五条の規定に違反した者

(両罰規定)  
第七十二条 略

1 ) 5 附 則 略

6 | 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物処理業者で、その事業の範囲を変更しようとするものに係る許可手数料について、施行日以後六年の間、区長は規則で定めるところにより、第五十八条第一号から第四号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。

7 | 略